

愛媛県立新居浜工業高等学校機械警備業務委託仕様書

1 目的

愛媛県立新居浜工業高等学校の火災警報等の監視及び受信対応、並びに盗難の防止及びその他の不正行為を排除し、もって財産の保全を図ることを目的とする。

2 対象物件

学校名 愛媛県立新居浜工業高等学校
所在地 愛媛県新居浜市北新町8番1号

3 委託業務

- (1)校舎内侵入異常の感知
- (2)火災異常感知
- (3)各種感知器（漏電、受水槽異常外）による（2）以外の異常感知
- (4)(1)から(3)の異常発生時の対応
- (5)校舎の巡回確認及び施錠業務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

5 警備方法

(1)警備範囲

別紙平面図により示された範囲とする。

(2)警備機器

ア 警備範囲内の侵入等の異常を的確に感知可能な警備業務用機器設置を設置する。

イ 上記3の(2)及び(3)の異常については、既存の報知器から移報する装置を設置する。

(3)通信回線

各種感知器の信号受信のための通信回線は、受託者の負担により設置し、通信に係る費用は受託者の負担とする。

6 警備機器の運用

- (1) 異常発生個所の速やかな特定を前提に、警備範囲を7ブロックと33エリアに分ける。

なお、ブロック、エリアごとに警備機器のセット及び解除ができるものとする。

- (2)警備区域及び警備機器は、別紙1のとおりとする。

- (3)各ブロック及びエリアごとのに、警備の開始・解除を行う非接触ICカード方式の制御装置を設置する。カードの枚数は教職員数及び予備数とし、カードには個々に制限を設ける。

- (4)各ブロック及びエリアに最終出入口の施錠用鍵の保管用キーボックスを設置する。

- (5)警備機器の取扱説明書を備える。

- (6)契約更新時には、カードを全て新しいものに取り替えるものとする。

7 警備の対象時間

警備対象時間は、警備区域の全部又は一部の区域の開始設定から全ての区域の解除までとする。なお、午後11時から翌日午前6時の間は、解除禁止時間帯として、この間の出入りについては、事前に連絡してからとする。また、事前の連絡がなく、午前11時を過ぎても全警備区域の開始設定が完了しない場合は、受託者が学校に確認の電話をする。また、電話の対応がなく確認できない場合は、警備区域の巡回確認を行う。

8 警備要員の配置

受託者は、侵入等異常発生後、速やかに（警備業法施行細則第15条に基づき25分以内）現場に到着できるよう警備要員の配置を行う。

9 異常情報受信の際の対応

- (1) 受託者は、異常を受信したときは、警備要員を速やかに現場に派遣し、異常の有無を確認するとともに、事態の拡大防止に努める。
- (2) 受託者は必要に応じ、予め定めた緊急連絡に連絡するとともに、関係機関に通報する。

10 火災異常感知の対応

受託者は、自動火災報知設備によって感知される火災異常を監視し、異常情報を受信した場合における消防機関への通報等の業務を行う。監視時間は終日とする。

11 各種感知器の対応

受託者は、各種感知機によって感知される異常を監視し、異常情報を受信した場合に必要な処置を行う。監視時間は終日とする。

12 施設の鍵の貸与

- (1) 委託業務遂行上必要とする施設の鍵については、これを貸与する。
- (2) 貸与した施設の鍵は、これを複製しないこと。
- (3) 契約終了時には、貸与した施設の鍵を返還すること。

13 警備状況の報告

受託者は、下記の警備報告書を作成し、委託者に報告しなければならない。また、委託者から要求があった場合は、その都度、警備状況について報告しなければならない。

(1) 警備月報

- | | |
|--------|--------------------|
| ア 記載事項 | 異常事態発生の有無及びその他必要事項 |
| イ 提出時期 | 毎月翌月の10日まで |

(2) 異常事態発生報告

- | | |
|--------|----------------------|
| ア 記載事項 | 異常事態発生通報の原因及びその他必要事項 |
| イ 提出時期 | 異常事態発生通報があった都度 |

(3) 事故発生報告

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ア 記載事項 | 事故発生の状況、内容、その対応の方法及びその他必要事項 |
| イ 提出時期 | 事故発生の都度、速やかに提出 |

14 機器の保守点検

- (1) 受託者の責任において警備機器の保守点検を行い、常に正常に作動するよう努めること。
また、停電時においても適切に対処すること。
- (2) 委託期間中の警備機器の誤作動によって生じた損害は、受託者の負担とする。
- (3) 契約の解除及び期間満了の場合は、速やかに現状の復すること。ただし、現状のままとすることにつき委託者の承諾があったときはこの限りではない。
また、撤去の費用については、乙の負担とする。

15 業務実施計画書

乙は、仕様書に基づいて委託業務実施計画書を作成し、契約締結後、速やかに甲へ提出し、その承認を受けなければならない。

16 費用負担

- (1) 警備業務遂行のための警備機器は、乙が設置し乙の所有に属する。
- (2) 甲の都合により
- (3) 契約期間中に警備機器を移設する場合の工事費は甲の負担とする。
- (4) 契約の解除又は終了により、警備機器を撤去する場合の経費は、乙の負担とする。
- (5) 甲の責任により警備機器を破損あるいは損失した場合の修繕費は、甲の負担とする。

17 校舎の構造変更等

甲は、警備委託する校舎の増築、改築及び付帯する構造の機能変更等が行われるときは、変更を行う日の15日前までに遅延なく乙に通行し、警備計画の検討を求めるものとし、甲の任意による施工により生じた校舎等に係る事故については、理由のいかんを問わず乙はその賠償の責めを負わない。

18 個人情報の保持

乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

19 その他

- (1) 本仕様書は、警備方法の大要を示すものであり、警備上付帯的に実施しなければならないものについては、仕様書に記載してないものであっても、必要に応じ協議して実施するものとする。
- (2) 入札にあたっては、本仕様書と同等もしくはそれ以上の運用方法及び機器構成とすること。
- (3) 契約日から警備機器設置完了までの間は、受託者が夜間巡回等によって警備すること。
- (4) 当校からの機器操作等に関する問い合わせに無償で対応すること。
- (5) 機器操作に関する説明会、講習会等を必要に応じて、本校の希望する日に実施すること。
- (6) 操作手引書、機械警備概要など警備マニュアルを無償で提供すること。